

皆さんからの想いをカタチにする仕組み。町民の皆さんが考え、決める予算枠。

住民税1%町民予算枠制度

令和2年度事業募集(令和3年度事業実施)

町では、参画と協働でつくる、自立したまちづくりを進めています。
 町民の皆さんの提案や公益的なまちづくり活動を支援する仕組み、
 それが「住民税1%町民予算枠制度」です。
 皆さんからの「熱い想い」や「創意工夫」にあふれた企画・提案を待っています。



■ 事業の種類

種類	内容	募集期間
わくわく アイデア 事業	▼ 地域の課題を解決する事業やまちづくりに有益となる事業を募集します。 ▼ 採択された事業は令和3年度に行政が実施します。 ※ 【防災】【交通安全】【防犯】【広報】【子育て】【福祉】【保健】【商工】 【観光】【公園】【環境・ごみ】【文化・芸術】【スポーツ】 など <対象外事業は、次のとおりです> ・ 町に決定権限がない(国や県などの許可が得られない)もの ・ 法令や条例などに違反するもの ・ 宗教または政治活動に関係するもの ・ 既存の補助制度などの対象となるもの ・ 過去に採択された事業と趣旨が同じであると認められるもの	5月1日(金)～ 6月26日(金) (必着)
わくわく コラボ 事業	▼ 協働によるまちづくりの推進と多様化する行政ニーズや地域の課題に対応するため、 町民活動団体が自主的・自発的に町内で実施する公益的なまちづくり事業 (令和3年度内に完了できる事業)を募集します。 ▼ 採択された事業は令和3年度に町民活動団体が実施し、行政からは対象となる経費に対し全額(10分の10)を補助します。 <対象事業は、次の要件を全て満たしている事業です> ・ 町民の福祉の向上や利益につながり、公益上の必要性が認められるもの ・ 営利を目的としないもの ・ 町内で実施され、主として町民を対象とするもの ・ 町など(国や県、民間を含む)から別の補助金などを受けていないもの ・ 事業計画(事業効果を含む)や収支予算が明確であるもの ・ 当該団体の構成員のみを対象としないもの ・ 過去にこの補助金で事業を実施した場合は、発展性のある内容であること	5月1日(金)～ 7月22日(水) (必着)

■ 応募

種類	応募のできる方	応募方法
わくわく アイデア 事業	▼ 町内に在住する町民または町民で組織する団体	提出書類を政策協働課まで持参または郵送してください。
わくわく コラボ 事業	▼ 町内で活動を行う町民活動団体に次の条件を満たすこと。 ・ 構成員が5人以上(うち半分以上が町内に在住など)。 ・ 団体の行う活動が自主的・自発的・公益的であること。 ・ 宗教・政治(選挙)活動の目的のために事業を企画する団体でないこと。	

「住民税1%町民予算枠制度」の財源は、前年度の個人住民税の1%です。
 財源のうち、目安として2分の1ずつがわくわくアイデア事業・わくわくコラボ事業に充てられます。